

SEINENHOKORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N500
2012・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

新たな出発。



- 裁判所が初の「石綿公害」を認定……………八木和也
大企業の社会的責任の発揮を求めて……………松尾文彦
一日野自動車本社工場移転問題を考える市民の会の活動
被害者のための「解決」をめざして—水俣病問題の現状……………板井俊介
法律家4団体事務所説明会へぜひご参加を……………今泉義竜
人権派弁護士として活動したいとの決意を新たに—学生セミナーに参加して
2012年度第2回常任委員会(大阪)を開催……………青法協弁学合同部会
□〈地元企画〉大阪支部特別報告
500号記念「青年法律家」をもとに時代の流れを振り返る……………広報委員会

E-mail bengaku@seihokyo.jp

500号記念

さらに、石綿粉じんが飛散した範囲については、旧神崎工場周辺で発生した中皮腫被害者を対象とした車谷教授(奈良県立医科大学公衆衛生学)らによる疫学調査の結果について、同調査が持つ限界を指摘しつつも、結論としては同調査の信用性を一定程度認めて、旧神崎工場から三〇〇メートル以内一年以上居住したか、又は相対濃度五〇―一九九(同研究では飛散シミュレーションによって工場周辺における石綿濃度の分布図を作成しており、相対濃度五〇―一九九の地域とは約二〇〇メートル、最大約五〇〇メートルまでの

高濃度地域に該当)の範囲に居住した者について、旧神崎工場から飛散した石綿粉じんによって中皮腫を発症するリスクが高いと認定しました。

つまり本判決は、クボタの石綿が少なくとも旧神崎工場から三〇〇メートルの地点に至るまでは一定量以上の飛散があったとの事実を認めたと評価できると思います。

この結果、クボタ旧神崎工場から南南東へ二〇〇メートルに位置するヤンマー尼崎工場に勤務していた被害者のうちの一人については、クボタの石綿が原因であると認定しました。

他

方で、クボタ旧神崎工場から二〇〇―二五〇メートルに居住していたもう一人の被

害者については、クボタの石綿が原因である可能性は否定できないが、他の工場から飛散した石綿に曝露した可能性も否定できず、クボタの石綿が原因であるとは特定できなかつた。

なお、弁護士は因果関係を否定された被害者については、クボタから三〇〇メートルに位置するスーパーへほぼ毎日買い物に行つて曝露したと主張していましたが、滞在時間や頻度が不明確であるうえ、被害者らの居住地を曝露地点として設計された車谷論文とはデザインが異なるとして、退けられました。

そして、本判決は、大気汚染防止法二五条一項の無過失責任の規定を適用し、因果関係が認められた一遺族との関係で、クボタの法的な責任を認めました。

クボタはこれまで一貫して工場周辺の大量被害とクボタの石綿との間に因果関係は不明であるとして、法的責任を否定し続けてきましたが、本判決はクボタのこうした主張を真っ向から否定するものとなりました。

しかしながら、本判決は、国の責任については、被害者が曝露していた昭和五〇―一九七五)年の時点においても、IARC(国際ガン研究機関)や国内の論文で周辺曝露の危険性が指摘されていたが、まだ研究段階にあつたし、国内での被害報告

もなかつたとして、責任を否定しました。

以上のとおり、本判決はクボタの法的責任を明確にした点で画期的な意義を持つものではあります。飛散の範囲を限定的にしか認めない点や国の責任を不問に付した点で問題のある判決でもあるといえます。

ク

ボタは本判決後に即日控訴しましたが、弁護士も控訴しました。これにより尼崎アスベスト訴訟の舞台は大阪高裁へと移ることとなりました。

弁護士は、控訴審においてさらなる主張・立証を尽くし、クボタによる飛散の範囲を拡大せるとともに、国についても規制を怠りつづけた責任があることを明確にし、石綿被害者の全面救済を可能にする判決を勝ち取るべく全力を尽くします。引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

大企業の社会的責任の発揮を求めて

— 日野自動車本社工場移転問題を考える市民の会の活動

東京 松尾 文彦

はじめに

私が所属する八王子合同法律事務所がある八王子市は東京都の西端部に位置する。その東側に隣接するのが日野市。人口は約一八万人。日野自動車株式会社は昨年(二〇一一年)一月二〇日、本社工場(正式には日野工場)を二〇一〇年までに茨城県古河市に移転する(本社事務機構と開発機構は残す)と公式発表した。市の名前を冠した看板企業の工場撤退計画は市民に大きな波紋を投げかけている。

「市民の会」の発足

移転計画の公式発表を受けて、事務所は地元の市民、労働運動関係のみなさんとの協議を開始した。まずは、この移転問題を市民レベルで考える

シンポジウムを二〇一一年秋に開催することとし、このシンポジウムの実行委員会の形で、「日野自動車本社工場の移転問題を考える市民の会」(以下、「会」という)を発足させた。「会」の代表は、私が務めることになり、事務局長は、労働運動の経験豊かな市毛一実さんをお願いした。昨年夏のことである。

大企業の社会的責任

— 移転問題を考えるシンポジウム

「日野自動車本社工場の移転問題を考えるシンポジウム」(日野市生活保健センター)は二〇一一年一月七日に開催された。移転問題を考える市民レベルでの初の企画となったこのシンポジウムには会場いっぱい八〇人余が参加。

「日野自動車移転の背景と地域への責任」と題し

た小栗崇資氏(駒澤大学)の講演では、自動車産業のグローバルな展開など移転問題の背景とともに、大企業には地域社会などに対する社会的責任があること、市民は移転問題について説明を受けたり要望したりする権利をもっていることが明らかにされた(講演内容は、「移転は企業の自由ではないか」「決まってしまったものは変わらないのではいか」という疑問に正面から答えたもので、「会」はこれをパンフレットにまとめ、一部二〇〇円で販売中)。

会場からの発言では、東芝日野工場の撤退(二〇一一年三月)に続く日野自動車本社工場の撤退によって、従業員の雇用や関連取引企業はどうなるのか、市の財政や町づくり、市民生活にどのような影響が起ころのかなど、さまざまな懸念が表明された。

映画会と聴き取り調査

― 市民間の対話の促進

このように移転問題について市民間での対話を促進することが「会」の活動の柱の一つである。

「会」は二〇二二年三月一〇日には、マイケル・ムーア監督のデビュー作で、同監督の故郷の町からジェネラル・モーターズの大工場が撤退したときの町の荒廃を描いた映画「ロジャー&ミー」を観て日野自動車本社工場移転問題を考える集いを開催、六月と七月には、近隣の商店・飲食店や関連取引企業に対する聴き取り調査を行った。

日野自動車と日野市、東京都への要請

「会」の活動のもう一つの柱は、市民の声を日野自動車や行政に伝え、移転問題が雇用や関連取引企業の経営、市民生活に悪影響をもたらすことがないように、それぞれの立場で責任を果たすよう求めることである。これまでに、日野市と日野自動車に対しては各二回ずつ、東京都に対して各一回の要請を行った。

これらの場では、日野自動車に対しては、移転の影響と対策について市民に説明すること、日野市と東京都に対しては、それぞれの立場から移転の影響を調査し、また、工場移転が悪影響をおよぼさないよう指導することなどを求めた。

従業員と関連企業は

この間の「会」の取り組みを通じて明らかになったことは、工場移転の悪影響が強く懸念されるということ。移転にともない二千数百人の人員削減が行われる予定だが、古河新工場の一部操業開始は二〇二二年五月のゴールデンウィーク明けで、異動は始まったばかりである(二〇二二年七月時点で百数十人)。これから断続的に異動が行われるもとで、古河市で働くことはできないという従業員が出ない保証はどこにもない。

また、日野自動車の関連取引企業は多摩地域(東京都から二三区と島しょ部を除いた地域)に一〇〇社以上が存在する。日野自動車によれば、本社工場はこれらを含む二〇〇社近い企業から納品を受けるなどしてきた。これらの企業はすでに古河新工場への納品を開始しているといわれるが、日野自動車は原則として関連取引企業を古河市周辺に移転させる意向はなく、これら企業の負担は相当なものと思像される。

市財政と町づくりは

さらに、商店からは、「東芝日野工場がなくなり、日野自動車の工場もなくなるのでは、店を閉めなければならぬかもしれない」という悲痛な声が寄せられるのはじめ、市の財政や市民生活

への影響を心配する声も強い。現に、日野市の福祉予算削減に関連して「東芝の日野工場が一年三月に閉鎖したほか、日野自動車、雪印メグミルクも日野工場閉鎖を発表した。法人税収への影響が避けられず、『教育や福祉にも(歳出削減を)踏み込まざるを得なくなった』(馬場弘融市長)」(日本経済新聞二〇二二年二月二八日付)との報道もなされている。

「跡地利用」に解消はできない

また、日野市長などには、この問題を工場移転後の「跡地利用」に解消する傾向がある。しかし、工場移転は二〇二二年から二〇二〇年までの一〇年をかけた計画だから、仮に跡地利用を考えるとしても、本格的に手をつけることができるのは二〇二〇年以降になる可能性が高い。この間に生じるであろう悪影響を放置することはできない。

悪影響がないと言えないなら 移転計画見直しを

「会」は、移転が市民に悪影響をもたらすことがないよう日野自動車と行政がその責任を果たすこと、それができないのであれば、二〇二二年一月に発表された移転計画を見直すことを求め活動をすすめます。ご支援をお願いします。

被害者のための「解決」をめざして

—水俣病問題の現状—

熊本 板井 俊介

1 繰り返し返される大罪

二〇一二年七月三日付けで、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（いわゆる「水俣病特措法」）の救済申請が打ち切られた。本来、政府はこれに先立つ二〇一二年三月末での打ち切りを目論んでいたが、水俣病被害者のたまたかの結果、これを四カ月間延長させた。この四カ月間、数千名規模で申請者が相次ぎ、七月に入ってから、ノーモア・ミナマタ訴訟をたたかった不知火患者会が中心となって大規模な座り込み行動を行い、七月末打ち切りに反対する大運動を行うなかで、政府はまたも水俣病被害者の切り捨てを行った。

この打ち切りは、政府（環境省）が同法第七条二項で「救済措置の開始後三年以内を目的に救済措置の対象者を確定」と規定されていることを逆手に取り「立法府の判断は重い」（細野豪志環境相）との建前論で、二〇一三年四月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものである。しかし、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されないなかで、「あたら限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかである。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広大なかつ重篤な被害」を加害者側（政府・熊本県・チツソ）らが「小さく」見せようと躍起になった結

果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきたが、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

2 被害実態を明らかにした大検診

そもそも、水俣病被害者に対する行政施策としては、公害健康被害の補償等に関する法律（いわゆる「公健法」）において、熊本（鹿児島、新潟）県知事が、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて認定を行う制度が用意されている（ただし、水俣病問題については、行政認定を受けた者は、一九七三年三月二〇日の水俣病第一次訴訟判決後に、チツソが患者団体と締結した補償協定による救済のほうが有利なため、こちらによる補償を選択している）。しかし、政府がその認定基準を改悪し（いわゆる昭和五二年判断条件）、水俣病患者大量切り捨て政策を取ったことから、これに対するたたかいが一九八〇年から始まった水俣病第三次訴訟であった。その後、一九九五年の政治解決を拒否してたたかい続けた水俣病関西訴訟最高裁判決（二〇〇四年一月五日）を受けて、新たに約三〇〇〇名の水俣病被害者が原告となって提起されたノーモア・ミナマタ訴訟の解決を模索するなかで、「公健法に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々」（水俣病特措法前文）を対象として、水俣病特措法が制定された。

しかし、この水俣病被害者の一連のたたかいが続く間、被害を「小さく見せる」ことに腐心する政府は、水俣病被害者の実態を調査することはなかった。その結果、水俣病がいつの時点で、どの範囲で発生したのか、という基本的なことが未だ解明されていない。

これに対し、常に、水俣病被害者の側で被害実態の調査が行われてきた。今回も、特措法打ち切りを目前に控えた二〇一二年六月二四日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが（住民健康調査実行委員会・藤野紘委員長）、ここでは、一三九六名中、八八パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害（手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状）が見られたと指摘されている。

特筆すべきは、水俣病特措法では原則として救済の対象外とされている地域に居住する受診者においても八八パーセントが、一九六九年二月一日以降に出生した受診者においても八五パーセントが四肢抹消の感覚障害の所見ありとされている点である。要するに、特措法では原則として救済されない人も、救済対象者と同様の割合で水俣病の症状が見られるのであり、このことは、特措法による救済が不十分であることを物語っている。

水俣現地で長年取材してきた新聞記者も「汚染の実態を調べてこなかったのは他ならぬ国自身

で、その歴史のつけをいま被害者が払っている」と述べている（『世界』二〇一二年一〇月号「水俣病特措法 申請締め切りは何を意味するか」西貴晴毎日新聞水俣通信部記者）。

3 異議申立てを認めない環境省の驚くべき見解

このような不十分な水俣病特措法による救済制度により、少なからぬ数の申請者が「非該当」の処分を受けているものと考えられる。しかし、水俣病特措法により水俣病問題の幕引きを図ろうとしている環境省は、この非該当処分に対する異議申立てを否定し続け、今般、その根拠として驚くべき詭弁を展開するに至った。

すなわち、環境省は、二〇一二年七月二五日付で「水俣病被害者救済の給付申請に係る判定結果に対する異議申立の取扱いについて」と題する回答を熊本県環境生活部長宛に発した。これは、水俣病特措法に基づいて給付申請をしたものの、救済対象に該当しないとの判定を受けた者が不服申立（異議申立）をしてもこれを認めない、というものである。

その根拠の第一は、「救済措置の方針」は関係者との協議による合意を成文化したものであり、同方針に基づく関係県の判定は法令の規定に基づくものではなく当事者の合意に基づく行為であっ

て、行政庁の「処分」と解することはできないというものである。

しかし、同方針は被害者との協議による合意の成文化ではなく、政府が水俣病特措法五条・六条に基づき、その権限と責任において一方的に閣議決定した救済のルールに過ぎない。その策定にあたり要求されているのは、加害県熊本県を含む「関係県」の意見聴取（五条一項）と加害企業たる「関係事業者」の同意（五条三項）に過ぎず、被害者の意見を成文化する仕組みはまったく存在しない。ルール策定に当たって一部被害者団体からの事実上の意見聴取はあったが、その意見がルールの内容に反映した保障はない。また、一部被害者団体は「関係者」ではあるかもしれないが「当事者」ではなく、非該当判定を受けた「当事者」はひとつ合意していない。さらに、救済のルールの策定過程がどうあれ、そのルールが適正に適用されて個々の判定がなされるかは別問題であり、判定結果に不服ある者が不服申立てできるのは当然の権利である。

次に第二の根拠は、判定により一時金等対象者と認められたとしても、救済措置を受けるかどうかは救済を求める者の判断に委ねられているから、判定そのものによって、救済を求める者は直接法律上の地位に影響を受けるものではないというものである。

しかし、対象者と認められた者が救済措置を受けられない場合がありうるとしても、そのことにより、判定の処分性がなくなるものではない。判定の結果、対象者と認められた者は、救済措置を受けるかどうかの判断権を有するが、非該当とされた者にはそのような選択権はなく、水俣病特措法に基づく救済措置を受けられないという法律上の地位が確定するのである。

このような環境省の見解について、熊本県は反応を示していないが、伊藤祐一郎鹿児島県知事は、環境省の見解が「間違いになる可能性がある。裁判になったら耐えられない」などとして、不服申立てを審査する方向で検討しているという(二〇一二年九月二二日付け西日本新聞朝刊一面)。学者も「一時金の支給対象者とするかどうかは行政が一方的に決めており明らかに行政処分。鹿児島県が行政不服審査法に基づき不服審査申立ての審査を検討するのは当然だ」と述べている(前記新聞における原島良成熊本大学准教授の発言)。

4 今後のたたかい

現在、公健法上の認定基準(昭和五二年判断案件)の当否が中心的な争点となった行政訴訟において、高裁レベルでは相反する判断が下されている。すなわち、福岡高裁平成二四年二月二七日判決は「認定基準を硬直的に適用した結果、重症者

のみを認定して軽症者を除外」しており「五二年判断条件が唯一の基準として運用されたことは適切であったとはいえない」として原告勝訴判決を下した。一方で、大阪高裁平成二四年四月二二日判決は「認定基準は医学的知見から見ても相当」として原告敗訴判決を下している。現在、この二つの事件が最高裁に係属しているが、認定制度を塩漬けにしつつ、水俣病特措法の救済申請を強引に終了させることにより水俣病問題の幕引きを図るといふ環境省の戦略の下では、仮に原告勝訴の最高裁判決が下されたとしても、それは個別事件の解決としての影響力に止められる可能性もある。

今後は、未だ数多く取り残されていると考えられる水俣病被害者が適正に救済されるために、水俣病特措法の救済措置に申請したものの非該当とされた被害者については異議申立てを行っていく方針である。また、水俣病特措法の救済申請打ち切り以降に名乗りをあげる水俣病被害者をどのように救済すべきかという重大な問題も目前に迫っている。

今後とも、被害者の団結を軸にし、全国民と連帯したたたかひの継続が求められる。

(二〇一二年九月二三日記)

青年法律家協会弁護士学者合同部会 第三回常任委員会(神奈川)のご案内

二〇一二年第三回常任委員会を二月七日(金)から八日(土)、神奈川県横浜市内で開催いたします。

佃克彦会員(東京)から、再審が決定した東電社員殺人事件についての特別講演、地元神奈川県支部から、「最低賃金義務づけ訴訟」の報告をしていただきます。

なお二回試験後発表を前にした六五期修習生の方にもぜひご参加いただきたく、入所予定の修習生の方に弁学会合同部会への加入とともに、常任委員会への参加の呼びかけをお願いいたします。

記

☆とき 二月七日(金)午後一時～

八日(土)正午

☆ところ

会議 万国橋会議センター

〒231-0002 横浜市中区海岸通四―三三

電話 045-1212-1034

懇親会 重慶飯店 別館

〒231-0023 横浜市中区山下町一四二

電話 045-1641-8386

青法協会所属の法律事務所のみならず

六六期向け法律家四団体事務所説明会へぜひご参加を

修習生委員会 今泉 義竜

またこの季節がやってきました。二月一五日(土)、午後一時から、恒例の四団体事務所説明会(自由法曹団・日本民法法律家協会・日本労働弁護団・青法協弁学合同部会)を、開催いたします。

六六期は、二〇二二年二月下旬から二年間の司法修習を行い、二〇二三年二月登録予定の期です。青法協法科大学院生部会会員や給費制維持の取り組みを行っているピギナース・ネットで活躍していた法科大学院生も複数名合格しており、すでに青法協六六期修習生部会結成に向けた動きがあります。

全国の会員所属の事務所におかれましては、六六期採用についてまったく検討する余地がないということでない限り、極力ご参加いただくようお願い申し上げます。

なお、都合により参加できない遠方の事務所、ぜひ新人をという事務所につきましては、メールまたはFAXにて、詳しい募集要項(事務所名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特色等)を送付下さい。当日参加した修習生に紹介いたします。

◇質問・参加受付

参加される事務所は、事務所名、参加者名をご記入の上、FAXまたはメールで二月一日まで御連絡下さい。

〈申込み・お問い合わせ先〉

弁護士 今泉義竜(東京法律事務所)

電話 〇三三三三五五〇六一

FAX 〇三三三三五七四二

メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

参加要項

- ◆と き…二月五日(土)、午後一時～
- ◆と ころ…主婦会館プラザエフ「スズラン」(JR四ツ谷駅から徒歩一分)
- ◆参加費 事務所説明会 弁護士一人につき二万円
懇親会費 弁護士二人につき五千元
- ◆当日の予定
 - 二時半開場、二時開始(学習会)
 - 二時 事務所説明会開始
 - *遅くともこの時間までにお越しください。
 - 一八時 懇親会

人権派弁護士として活動したいとの 決意を新たに

—学生セミナーに参加して

法科大学院修了生

九 月三・四日に青法協弁学会合同部会主催の学生セミナーに参加させていただきました。

テーマは横田基地公害訴訟の学習会と講演会「人権派弁護士の魅力とやりがい」でした。

将来、人権派弁護士として活動したいと思っている私にとって、現在活躍されておられる先輩方のお話を聞くことができ、志を同じくする他の学生や法科大学院生の方々と交流できる貴重な機会であると思ひ、参加しました。

一 日目は、横田基地のフィールドワークと横田基地公害訴訟の学習会が行われました。

横田基地は、福生市を南北に引き裂くように横たわり、東京ドーム一五七個分の広さがあるそうです。基地の周囲はすべてフェンスなどで囲われており、それを境に、市民の日常生活と軍事基地

という非日常が隣り合わせになっています。敷地内は滑走路が広い面積を占めており、どこか荒涼とした雰囲気が漂っていました。基地の周りにも、英語の看板を掲げた店舗が目立っていました。

市民生活という日常と米軍基地という非日常が隣り合わせにあることに、私は強い違和感を覚え、いつフェンスを越えて非日常が市民に襲い掛かってくるのかわからないという強い不安を感じました。わずか短時間滞在した私ですらそのように感じたのですから、ずっとそこに住んでいる市民の方々の不安は計り知れないものだと思います。

また、当日は基地上空での飛行訓練はいつもより少なかったようですが、どこか遠くを飛ぶ戦闘機の音がしました。機影が確認できるかどうか、という距離を飛んでいたのに爆音ばかりが聞

こえてきました。

フィールドワーク後には、原告側弁護士の小林善亮先生と原告の方々による学習会が行われました。私が一番印象深かったのは、人生の半分近くを横田基地公害訴訟の当事者として活動してきた方のお話です。横田基地訴訟は、新・旧訴訟に分けられ、旧訴訟は一九七六年に提訴、そして新訴訟が一九九六年に提訴され、二〇〇七年五月にアメリカに対する米軍機の飛行差止請求については敗訴、国に対する損害賠償請求は一部勝訴でそれぞれ確定しました。これから、認められなかった差し止めや、将来の損害に対する賠償などを求めるために、第二次新横田基地公害訴訟を提起するための準備中だそうです。

なぜそこまでがんばられるのですか、とお聞きしたところ、「二度足を踏み込んだら抜け出せなくな

市民生活と隣り合わせの米軍基地



「つちゃつて」と苦笑いをしながらお答えになってい
ましたが、決して屈しないという強い信念が伝わ
ってきて、心が熱くなりました。

二 日目は、平和元先生による講演「人権派弁
護士の魅力とやりがい」が行われました。

平先生は高度経済成長期の労働事件に多く携わっ
てこられた方でした。

特に、六〇年安保以降の労働現場では、組合の
右翼再編、企業による思想統制などが常態化し、

「職場に憲法は無い・企業の正門で憲法は止まる」
とまで言われていたことは衝撃的でした。当時の
労働現場では御用組合が並立され、組合運動の弱
体化が進んでしまったことは聞いたことがありま
したが、まさか堂々と最高法規を無視するほどひ
どいものであったとは。高度経済成長の影で、労
働者がないがしろにされていたこと、そして彼ら
とともにたたかってきた弁護士がいたことを見逃
してはならないと思います。

こ のとても濃い二日間の経験を通して、私は、
あらためて人権派弁護士として活動してい
こうとの決意を新たにしました。これは、学習会
や講演会を聞いたことはもちろん、本セミナーで
志を同じくする方々と出会い、共感することがで
きたからです。人は、一人で何かをしようとして
も、簡単にできるものではありません。しかし、
仲間がたくさんいれば、大岩を動かすことだって
できると思います。「基本的人権を擁護し、社会
正義を実現する」(弁護士法一条一項)ことができ
る弁護士になれるようにがんばりたいと思いま
す。

修習生・法科大学院生・学生支援にご活用下さい。



- ・リーフレット「あなたはどんな法律家になりたいですか?」
- ・冊子「修習生のみなさんへ」
- ・第14回人権研究交流集会報告集(機関紙「青年法律家」号外)
- ・「人権の砦として—弁学合同部会40年の軌跡」
(2500円、10部以上は1冊2000円・送料別)
- ・青年法律家協会創立50周年記念誌
「『平和と人権の時代』を拓く」(1冊2500円)

青法協弁学合同部会第2回常任委員会（大阪）

『大阪維新の会』が掲げる憲法改正や 社会保障削減に反対する決議を採択

裁判員裁判、大阪市政問題、TPP など 最新の情勢について討議

二〇二二年度第二回常任委員会が、九月七日・八日、大阪市・中央公会堂で開催された。参加者は一四支部五四名。決議として、「大阪を発信地とする憲法破壊の動きに反対し、『大阪維新の会』が掲げる憲法改正や社会保障削減に反対する決議」「衆院議員定数削減法案の強行採決に抗議し、国民の意思を反映する真の選挙制度を実現するよう求める決議（別掲）を採択した。

一 司法問題

1 大阪地裁の二つの裁判員裁判の判決をめぐっては、はじめに、原和良弁学合同部会議長と開催地大阪支部からのあいさつがあった。

続いて、本部司法改革問題対策委員会の立松彰会員の司会で、最近の大阪地裁の裁判員裁判である、①アスペルガー事件判決（二〇二二年七月三〇日）及び②児童虐待致死事件（二〇二二年三月二一日）が取り上げられ、内容報告と討議がなされた。両事件とも、求刑を超える懲役刑が言い渡された事件である。

①アスペルガー事件については、同委員会事務局長の戸館圭之会員が、アスペルガー症候群という発達障害を有する被告人が、実姉を包丁で刺殺し、殺人罪で求刑一六年、判決は懲役二〇年となったなどと事案概要を報告した。この判決は、求刑超えの点と、発達障害に対する無理解・差別があるのではないかという点で、世間に大きなインパクトを与え、マスコミの批判的報道、障がい者

団体の抗議があり、大阪弁護士会会長談話・日弁連会長談話等が発表されている。弁護士は精神科医を証人としてアスペルガー症候群の特性を裁判員に説明し、執行猶予を求めたが、五頁足らずの判決要旨では、「アスペルガー症候群の影響があり、通常人と同様の倫理的非難を加えることはできない。しかし、健全な社会常識という観点からは、十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば……本件と同様の犯行に及ぶことが心配される。社会内で……対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配される……。……許される限り長期間刑務所に収容すること……社会秩序の維持にも資する」と摘示された。この点について社会資源の欠如を被告人の不利益に帰する点で責任主義に反し、反省をさせないアスペルガーの特性を踏まえずに結果のみを重視して責任主義に反しているとの指摘があった。討議では、弁護活動や裁判体の事情の調査の必要性が指摘され、大阪支部が調査することになった。

②児童虐待致死事件について、同委員会の米倉勉委員長が、突発的殴打は父単独であるのに、日常的暴行を容認し合っていたことをもって母の共謀を認め、傷害致死罪で求刑一〇年、判決は懲役一五年となったなどと事案概要を報告した。

この判決について、前記の事実認定の問題点に加えて、「殺人罪と傷害致死罪との境界線に近い」とわざわざ述べ、自堕落な生活態度などまで不利益な情状事実とし、実行犯と共謀共同正犯を同じ量刑に処した点に特徴があり、特に、実行行為に至る前の行為をもって共謀と重罰の根拠にした点は、行為責任主義との関係で問題であるとの指摘があった。

二つの判決をめぐって、裁判員裁判では事実認定には市民感覚が発揮される利点はあるが、量刑では各別の情状事実が不明なデータベースを利用しながら、処罰感情が含まれた市民感覚を当該事件の量刑に反映させることは妥当か、量定に当たって刑法の基本原則を裁判員に説くのは職業裁判官の職責ではないか、などの議論がなされた。

2 政府等における裁判員制度、刑事司法制度に関する検討状況

立松会員より、裁判員法施行三年経過の見直しにつき、法務省の裁判員制度に関する検討会、最高裁の裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会などの検討日程・内容の報告があり、当会も、自

由法曹団・日本民主法律家協会と三団体で集会を開催予定であると紹介された。

討議では、ジュリスト・判例時報などの特集では裁判員制度はおおむね良い評価で個別課題がいくつか挙げられるのみだが、刑事司法制度における従来の適正手続と必罰主義の二大対立が、裁判員制度で見えなくなったなどの大きな視点を持つべきとの意見などがあり、今後も当会で議論や提言の必要性が確認された。

二 東日本大震災

米倉勉会員(東京)の司会で、各地での救援・復興の取り組み及び原発問題への取り組みが報告された。

渡部容子会員(宮城)からは、宮城県内で弁護団が結成され東京電力へ直接請求を行ったが、宮城県は中間指針の対象外だとの理由だけで二億円請求に対し三万円のみのお答えしかなかったこと、ADRは進行が遅く東電回答を大きく上回る解決は期待できないこと、女川原発差し止めについて、議論があると報告された。

北村栄会員(あいち)からは、静岡の浜岡原発訴訟の経過と、今年三・一に行った仮処分申立ての結論が、中部電力が再稼働を一年延期したこととで年内に出ないかもしれないと報告された。

高木士郎会員(福岡)からは、九州では玄海原発・川内原発差し止めが兄弟訴訟として取り組み、玄海原発訴訟では原告五〇〇名超と報告された。第一回期日に原告だけで四五〇名が参加し、裁判所外に全員が入れる法廷を用意すべきと主張すること、抽選漏れの原告らに、別会場でリアルタイムに弁護士が裁判官役を演じて模擬裁判をするなどの工夫が紹介された。

中島宏治会員(大阪)からは、大阪での原発ADR集団申立ての経過と、チェルノブイリ法と「避難する権利」の研究経緯が報告された。

深井剛志会員(東京)・米倉会員からは、低線量被曝地域での避難者と残った人との感情対立や政府の避難区域再編の動きと運動した賠償範囲の限定が、賠償の切り下げと打ち切りをもたらしていることが報告された。ほかにも大飯原発差し止訴訟起案中など各地での報告もあった上で、原発避難者支援の弁護団ができて、すべてを個別に司法解決するわけにはいかず、少数の原告で勝訴して基準を作り、その基準に沿って第二陣・三陣を勝訴して基準を固め、その後は立法的解決をめざすべきだと提案がされた。

一日目の最後に、開催地大阪支部企画として、「PPPに関する研究報告」「泉南アスベスト訴訟」「大阪市政問題」「性同一性障害の嫡出子問題」についての報告が行われた(詳細は別掲)。

三 憲法課題

1 沖縄基地・オスブレイ問題

会議二日目の討議は、憲法課題から始まった。本部憲法委員会の深井剛志会長から沖縄基地、特にオスブレイ配備の問題について報告があった。

最近の情勢として、二〇二二年七月一日に全国知事会がオスブレイの普天間飛行場配備と全国各地での低空飛行訓練について政府に慎重な対応を求める緊急決議を全会一致で採択したが、同月二三日に岩国基地にオスブレイ二機を陸揚げ一時駐機したことが報告された。

安全性に関する問題として、オスブレイはオーロレーターション機能が欠如している、翼の構造上下降気流が起きやすく、巻き上げられた砂塵で視界が遮られる「ブラウンアウト」が発生しやすいなどといった問題がある。そんな危険なものに住宅地の真ん中にあり、世界一危険な基地といわれる普天間基地に配備していいのか。沖縄国際大学へり墜落事件の反省が一切なされていないとの指摘がされた。

米倉勉会員（東京）からオスブレイは操作が難しいことが事故の原因であり、パイロットの能力の問題ではない。「強襲輸送機」という侵略性の高い戦略上の用途も考慮すれば、そもそも事故が起

きやすい危険な兵器なのなどの指摘がされた。

2 国会議員定数（比例定数削減）

憲法委員会の大山勇一会員から、国会議員定数（比例定数削減）問題について、法案が与党のみの関与によって強行採決されたという手続的不当性について述べられた「衆院議員定数削減法案の強行採決に抗議し、国民の意思を反映する真の選挙制度を実現するよう求める決議（案）」が示され、一部修正の上採択された（別稿）。

3 大阪市政問題についての決議

大前治会員（大阪）から、「劇場型政治」ともいわれる大阪市政問題が大阪だけの問題ではなく、国政への広がりの可能性もあることが説明され、「大阪を発信地とする憲法破壊の動きに反対し、『大阪維新の会』が掲げる憲法改正や社会保障削減に反対する決議」が採択された（別稿）。

4 各支部・地域からの報告

渡部容子会員（宮城県）から、自衛隊の国民監視差止訴訟に関し、自衛隊が国民を監視していることを示す内部文書（新文書）が出たこと、左翼系にかぎらずイスラム教徒、右翼などあらゆる集会を監視しており、戦前の憲兵と同じことやっているとの報告がなされた。

北村栄会員（あいち）から、イラクに派兵された自衛隊員が米軍車両にはねられ重傷を負ったが、米軍とのトラブルを避けるため自衛隊により

事故隠しが行われ、十分な治療が受けられなかったことを理由に提起された国家賠償請求訴訟の報告がなされた。

四 修習生・法科大学院生・学生支援

1 修習生・法科大学院生・学生の状況

本部修習生委員会の深井剛志会長から、修習生の就職状況は依然として厳しい、また、法科大学院生は、試験の合格率が低く、合格後も就職状況などが厳しいといったことから、法曹をめざした初心も見失う者もいるなどの報告がなされた。各地からも、依然として修習生の就職状況が厳しいとの報告がなされた。

また青法協会員拡大のために各地の法科大学院教授会員らとの交流の機会を持ち企画の宣伝をすること、常任委員会の活性化のために各期修習生部会を中心に役割を果たした会員に参加を呼びかけてもらうことなどの提起がなされた。

2 七月集会の感想、報告

二〇二二年の七月集会に参加した会員からは、とても参加人数が多く、熱気があふれていたとの報告がなされた一方、参加している先輩弁護士が少ないといった報告もあった。

七月集会実行委員である修習生からは、今回の七月集会は参加人数が三〇〇人を超えて、どの分

科会も人気があり大成功だった、自身も全国の修習生と知り合えて良かったとの報告がなされた。弁護士への参加の問題では、新人弁護士会を中心に、同期会を兼ねて参加を呼びかけるように提起がされた。

3 司法修習生の給費制維持の取り組み
渡部谷子会員(宮城)から、司法修習生の給費

制維持の取り組みについて、現在、全国の各地で集会を行い、ビギナーズ・ネットのうちわを作成して配布するなど、当事者の修習生は非常に努力している、修習生は、その置かれた立場の厳しさに非常に怒っている。特に貸与制について違憲性を問う訴訟の提起も検討されているとの報告がなされた。

五 まとめ・閉会のあいさつ

最後に、弁学会本部会議長の原和良会員及び青年法律家協会議長の塚田哲之会員から、まとも・閉会のあいさつが行われ、閉会となった。

(文責・宮本亜紀・小林哲也)

大阪支部特別報告

大阪支部の取り組みに注目

—— TPP、アスベスト、大阪市政問題、GID

大阪 中峯 将文

大阪支部では、特別報告として、①TPPに関する研究報告(杉島幸生会員)、②泉南アスベスト国賠訴訟の報告(岡千尋会員)、③大阪市政問題に関する報告(大前治会員)、④性同一性障害(GID)の父親の嫡出子問題に関する報告(室谷光一郎会員)を行った。その概要を紹介する。

一 青法協が日本のTPP参加に反対しなければならぬ理由

杉島会員は、青法協が日本のTPP参加に反対

しなければならぬ理由について説明した。一つは、国内産業に与える打撃が大きすぎる点である。たとえば、外国からの農産物がどんどん入ってきて農業が打撃を受ければ、農産物を扱

った周辺会社(運送業など)にも影響が出て、農業が盛んな地方で失業者が増加する危険がある。また、協議に参加できないので交渉の内容が分からず、ネガティブリスト方式が採用されることを考慮すると、何が起きるか分からない。

さらに、条約によって事実上立法権を得ることができ、TPPルールが裁判規範になってしまおう恐れを指摘する。このことは、TPPルールにより民主主義のルールを破ることができ、意図する。解雇権濫用法理は金で解決されるようになる」と述べた。

弁護士自治に対する影響についても言及した。外国人弁護士の統制をどうするのか、アメリカにしながら日本で活動できるとすると、日本の弁護士自治はどうなるのかと危惧する。

原和良会員(東京)も、TPPが弁護士自治にどのような影響を与えるのかという視点から、「国民の人権を守る上で、弁護士自治が歴史上大

きな役割を果たしてきた。外国の弁護士が入ってきて弁護士自治が守れるのか。一定の権利・勢力が認められることにより、弁護士自治が形骸化することを危惧する」と述べた。

二 泉南アスベスト国賠訴訟のたたかい

岡千尋会員は、泉南地域と石綿とのつながり、弁護団のこれまでの取り組み、訴訟の現状などについて報告した。

泉南地域は、戦前から石綿の繊維業が盛んな地域であり、国の軍需及び経済発展を支えしてきたという歴史がある。勤続年数二〇年で石綿肺の罹患率は一〇〇パーセントであることが調査で判明しており、国は分かっているながら何ら規制をしなかったのである。

大阪では、泉南地域のアスベスト被害者を原告として、国の規制権限不行使の違法に基づく国家賠償請求訴訟(泉南アスベスト訴訟)を、第一陣、第二陣に分けて提訴した。泉南アスベスト訴訟の第一陣は、一番で完全勝訴、しかし二〇二二年の八月に控訴審で不当判決が出て敗訴した。

第一陣控訴審判決の特徴的なところは、生命・健康より産業発展優先を包み隠すこともなく言うてのけるところである。

このような不当判決が決して許されてはならないのであり、最高裁に提訴し、係属中である。

一方、第二陣は一番で勝訴し、現在、控訴審に継続中である。岡会員は、「何としても第二陣での勝訴をめざして、『世界最強弁護士団』で一致団結して頑張っている」と述べた。

三 大阪市政問題

大前会員は、大阪市職員基本条例、大阪市教育局基本条例、大阪市立学校活性化条例、職員の政治的行為の制限に関する条例、家庭教育支援条例(案)に関して、これらの具体的な問題点を挙げ、次のように指摘した。

大阪市職員基本条例は、徹底的な相対主義を採用し、下位の者は免職とし(一八条、三四条二項一号、三六条参照)、その結果、労組と職員との分断、住民と職員との分断を図ろうとしていることが読み取れる。また、同条例は、その前文で、グローバル化や都市間競争を謳っており、大阪市の職員の本来の職務である「住民の暮らしを守る」という理念は一切見られない。同条例一〇条では、行政区の長は公募によって選ばれることになっている。これまで行政について学んでこなかった者がいきなり、住民の暮らしを守る責任者に任命されることの問題は大きい。そのほか、橋下氏は、大阪市音楽団を二〇一三年度に廃止する方針を明らかにするとともに、団員を他の部署に配置転換せず、分限免職処分にする方針を示した。

職員の政治的行為の制限に関する条例二条三号、七号は、職員が脱原発の運動に参加することや、戦争反対の演劇に参加することを禁止しており、しかも、同条例四条により、違反者は免職を含む懲戒処分の対象となる。

教育についてもひどい介入をしてくている。大阪市教育局基本条例の前文で、市長が教育施策に取り組みことを明示し、同条例四条一項、三項には、教育委員会と協議して教育振興基本計画を定めるが、協議を整わせる必要はないことが明記されている。

また、橋下氏は、学校選択制を導入しようとしている。学校間格差が生じるという弊害があり、前橋市、長崎市、その他の地域では廃止の流れであるにもかかわらず、この流れに逆行する形となっている。橋下氏は学校の三分の一あまりを統廃合する目的を有しているのではと懸念されるころである。

さらに、家庭教育支援条例なる条例案が作成された。ここには愛情の不足が子どもの発達障害を誘発する要因となつた不合理極まりないことが記されていた。短期集中で抗議の活動を行うことにより、廃案に持ち込めた。

ほかにも、思想調査アンケート、労使協定で設置を認めてきた庁舎内の事務所から組合を追い出すなど、組合に対する敵対的な態度を強めてきて

いる。

大阪維新の会では維新八策が発表されたが、これは大阪府・大阪市の問題が全国的な問題へと広がるということである。維新の会の行動に反対する法律家八団体でのイベントも成功し、徐々に、橋下市長、維新の会の政策はおかしいのではないかという声が広がりつつある。大前会員は、全国の会員に協力を呼びかけ、大阪市政問題に関する報告を締めくくった。

関連して、同じく大阪支部の宮本亜紀会員が、労働組合事務所の立退き、思想調査アンケートに関する弁護団事件を紹介した。宮本会員は、「橋

下市長はアンケートに答えるのが嫌だったら辞めろというので、絶対に懲戒免職になると思った。一週間の心の葛藤はすごかった」という当事者の心情をリアルに裁判所に分かってもらう必要があると述べた。

四 性同一性障害(GID)の父親の嫡出子問題

室谷会員は、自身が取り組んでいる性同一性障害の父親の嫡出子問題に関する活動について報告した。

夫が女性から男性に性転換した者で、第三者

から精子の提供を受けることにより子どもを産んだ夫婦が、子どもの出生届を提出したところ、生物学的に子どもを作れないことは明らかという理由で、受理はするが父の欄を書き直すよう指示され、それを拒むと父の欄が空欄の職権記載をされた。二〇一二年三月、家裁に戸籍の改定の審判申立てを行った。

非公開の場では運動論として盛り上がらないことから、現在、訴訟に持ち込むことを考えており、家族、性という生活の最も身近なところで、多様な生き方を受容できる社会になるかどうか問われていると述べた。

青法協弁学合同部会第二回常任委員会◎決議

大阪を発信地とする憲法破壊の動きに反対し、

「大阪維新の会」が掲げる憲法改正や社会保障削減に反対する決議

— 私たちは、大阪における人権侵害・民主主義破壊に抗議するとともに、こうした動きが全国へ波及することを阻止する決意を表明します —

橋下徹・大阪市長と「大阪維新の会」は、以下に述べるとおり大阪において人権侵害や民主主義破壊を強めており、さらにはこうした動きを全国へ波及する

べく改憲を含む総選挙公約を発表して国政への進出を計画している。そうした動きが大きく報道されて「劇場型政治」ともよばれる状況が作られ、「大阪維新

の会」が次回の総選挙で大量の議席を獲得するという予測も報道されている。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、人権と民主主義を擁護する法律家団体として、こうした憲法破壊の動きに重大な危機感を表明し、全国への波及を許さない決意を表明するものである。

1 教育への政治介入、競争と格差の奨励

大阪府議会と大阪市議会において、本年三月から七月にかけて教育制度や教員評価に関連する条例が

相次いで可決成立した(教育行政基本条例、府立学校条例、市立学校活性化条例など)。

これら条例は、教育目標の設定権限を首長に付与し、教育委員の罷免事由を拡大するなど、教育への政治介入の道を開いている。また、学校別・市町村別の学力テスト結果公表、通学区域の撤廃と学校選択制の導入、定員割れの学校の廃校を定めるなど、教育現場に競争と格差を持ち込み、児童・生徒の等しく教育を受ける権利(憲法二六条)を侵害し、保護者の教育権をも著しく侵害する。また、教員に対する徹底した人事評価と処分の厳格化が定められ、教員の間競争を持ち込んでいる。

また、府議会・市議会では卒業式等で教師に「君が代」起立斉唱を義務付ける条例が成立した。これにより思想良心の自由(憲法一九条)の侵害がいつそう強まること危惧される。

2 公務員への人権侵害と統制強化

橋下市長は、本年二月九日、大阪市の全職員に対して「誰から組合活動に誘われたか」、「選挙の応援について誰から誘われたか」などを質問する思想調査アンケートを実施した。これは橋下市長自身が指示文書のなかで「市長の業務命令」であり「正確な回答がなされなければ処分の対象となりえます」と明記して実施されたものである。思想良心の自由(憲法一九条)を侵害するとともに、労働組合活動に支配介入して

団結権(憲法二八条)を侵害するものであり断じて許されない。

公務員への管理統制の動きはさらに強まっている。大阪府議会・市議会で成立した職員基本条例は、前文で「都市間競争を勝ち抜く」ための「新たな地域経営モデル」としての公務員制度を提唱し、徹底した人事評価と分限・懲戒処分を定めている。住民福祉の増進よりも「競争」を行政と公務員の価値基準とするものであり、「全体の奉仕者」(憲法一五条)という公務員の基本的性格を歪めている。

本年七月二七日には、大阪府議会が「職員の政治的行為の制限に関する条例」が成立した。その内容は、地方公務員法が禁止していない行為を広汎かつ不明確な文語で規制するものであり、たとえば職員が反戦平和のメッセージを込めた演劇に協力しただけでも懲戒処分の対象となる。公務員の政治活動の自由を大幅に制限し、思想良心の自由(憲法一九条)を侵害する憲法違反の条例であることは明白である。さらに同日成立した「大阪市労使関係に関する条例」は、任免権者が労働組合の活動内容を「検証」して「適切な措置」をとらなければならないと定めており、労働組合への支配介入を公然とすすめる点で違法性は重大である。

これらの動きは、公務員と住民とを対立させる「公務員バッシング」とともに進められている。住民に背を向けて上司の顔色だけを気にする「イエスマン公務

員」を作り出し、住民向けサービス削減を強行するとともに、公務員の大量解雇、さらには地方公共団体の解体縮小を指向する狙いが窺える。

3 憲法改正を掲げる「維新八策」について

「大阪維新の会」は本年八月五日、総選挙公約となる「維新八策」の最終案をまとめた。

その内容は、日米同盟を基軸とする基本姿勢を明記し、「主権と領土を自力で守る防衛力と政策の整備」を重視する軍事力強化路線を公約としている。「憲法九条を変えるか否かの国民投票」も実施するという。

特に重要な点は、国会による改憲発議の要件緩和を盛り込んだ点である。これを足掛かりにして改憲を実現するという強い意思が示されている。憲法を改正しなければ実施できない首相公選制の導入も明記している。

社会保障については、「自助、共助、公助の範囲と役割を明確にする」と定めており、社会保障を権利ではなく、助け合いや、納税の対価“と捉える方向性を示すとともに、その「合理化・効率化」による予算削減を明確に打ち出している。特に生活保護については、「有期制」の導入による保護打ち切りを制度化するなど、生存権(憲法二五条)を脅かす内容となっている。

このほか、「医療扶助の自己負担制の導入」や「混合

診療の完全解禁」を明記するなど、国民の生命や健康を守るべき国の責務を低減し、医療において資力による格差を容認する方向性が示されている。

雇用政策については、「解雇規制の緩和を含む労働市場の流動化」を明記し、労働者の権利保護を弱める方向が明確となっている。

以上のように、「維新八策」の内容は多くの国民の願いに反し、民主主義や人権擁護とはかけ離れたもの

となっている。

橋下市長や「大阪維新の会」が大阪で進めてきた新自由主義的政治路線が、このような形で国政への公約として掲げられ、劇場型政治の手法で強引に実施されることを強く懸念する。私たち青年法律家協会弁護士会合同部会は、大阪で行われている人権侵害・民主主義破壊の流れの先にある憲法改悪のたくらみに抗議するとともに、こうした動きが全国へ波及

することを阻止するため全力をあげる決意を表明する。

二〇二二年九月八日

青年法律家協会弁護士会合同部会
第二回常任委員会

衆院議員定数削減法案の強行採決に抗議し、国民の意思を反映する真の選挙制度を実現するよう求める決議

1 民主党は、衆院の議員定数を削減する法案(以下「本法案」という)の委員会審議を、すべての野党が欠席する中で単独で続けてきた。本法案は、衆院の小選挙区の定数を「〇増五減」するとともに、比例代表部分の定数を四〇削減し、一部に「連用制」を導入するというものである。

二〇二二年八月二七日、民主党は本法案の委員会採決を単独で強行し、さらに翌二八日には衆院本会議にて大半の野党が退席する中で強行採決し、参院に送付した。青年法律家協会弁護士会合同部会は、憲政史上例を見ない強引な採決姿勢に対して、強く抗議するものである。

2 選挙制度は議会民主主義の根本をなすものであ

つて、各政党・会派間で慎重な議論を行なう必要があるところ、衆院の選挙制度に関しては、二〇二一年一〇月から各党協議会が開始され、各党・会派間で討議を行なってきた。この中では、小選挙区制度を改めるべき、中選挙区制度の復活がふさわしいなどの意見も出るなど、抜本的に現在の選挙制度を改革すべきとの意見が強く出されていた。

しかし、民主党はこの議論を一方的に打ち切った。本法案を委員会へ提出し、本法案の趣旨説明、質疑まですべて民主党のみで行い、委員会採決を強行した。二野党の幹事長らはこの委員会採決は暴挙との認識で一致し、横路孝弘衆院議長に本会議で採決しないように要求するも民主党の姿勢は変

わらず、本会議での強行採決となった。国会の会期末は九月八日に迫っており、本法案について参院での十分な審議時間は確保されないのは明らかなかでの採決であった。

3 最高裁判所で違憲状態と判断された現行の制度の改革は、二〇一三年八月までの衆院の任期に鑑みればまったなしの状況にある。当部会は、民主党の本法案の強行採決に強く抗議し、各政党・会派に対して、さらなる熟議により、国民の意思を公正に反映する真の選挙制度を実現するよう、強く求めるものである。

二〇二二年九月八日

青年法律家協会弁護士会合同部会
第二回常任委員会

「青年法律家」をもとに時代の流れを振り返る

当協会の機関誌(紙)は、「会報」、「青法協新聞」、「青法協ニュース」等何度か名前を変えながら、現在の『青年法律家』となった。それまでのものは、決議内容の掲載など、いわば最低限の組織の情報提供といったものにとどまっていた。しかし、『青年法律家』になって以降の紙面には、司法反動の嵐の中で発生した衝撃的な事件の記事が登場する。第一号(六九年六月)には、東大卒業組二期修習生の特別入所問題(いわゆる学園紛争で東大生の卒業が遅れたため、研修所入所時点を本来の時期より遅くする特別扱いを認めた)記事が掲載されている。そして、長沼ナイキ訴訟への介入が司法の独立を侵すものとして批判された平賀書簡問題、これを問題視して世に問うた福島判事を逆に批判し、青法協に所属する裁判官の「偏向」問題にすり替えた飯守発言問題、さらには三期阪口修習生の罷免問題等々。五〇号までは司法の反動化の動きに対抗するための情報提供手段の色彩が強い。それでは、黎明期を過ぎた五一号以後の『青年法律家』はどのような変化を遂げてきたのだろうか。以下、五〇号ごとに、紙面に現われる「時代」を紹介する。

1973年6月～1978年6月

継続する反司法反動の闘い そして拡大する人権課題への取り組み

(五一～二〇〇号・高野 真人)

ひとことと言えば五一号から二〇〇号までは、青法協を有名にした(という表現は不適切かも知れない)が「司法反動」の動きも変化を見せる時代であった。協活動に変化が見られる時期と言えようか。また、青



1973

1973.6.15 51号

青法協会員修習生を中心とした、裁判官任官拒否（新任拒否）問題はあいかわらず継続していく。五一号（七三年六月）には、各地域で繰り広げられる「任官拒否」抗議行動の記事が載っている。この年は二五期修習生のときであった。新任拒否は、二九期にいたってもやむことはない（七七年四月）。同時に、修習生に対する締め付けもだんだん露骨さを増していく。三〇期における、「女性差別発言」問題や修習生を子供扱いした「修習生心得」の配布事件が起こる。このような司法研修所内の動きに反攻すべく、抗議・広報活動の中で、一連の事件の経過と司法研修所で起こりつつある変化を訴えた『変貌する司法研修所』が発刊される（七六年九月）。法曹養成過程における締め付けは、裁判官の独立を犯すと非難された参与判事補制度（代理人団による法廷での求釈明・異議申立行動が盛り上がった。七三年九月）や若手裁判官の「訓化」を意図したと思われる新任判事補研鑽制度の導入という形で現れ、そして、修習生の研究・活動の消極化をねらったかのように二回試験「落第」の大量化が発生する。二九期における落第者は七名という空前の数に達した（七七年四月）。前提となる法曹養成システムに違いがある中で、人数の比較にはあまり意味はないが、現在の落第者数と比べれば牧歌的なもののように誤解しかねない人数ではある。隔世の感ありと言うべきだろうか。

現実の訴訟場における拙速化そして問題点の切り捨て・強硬な訴訟指揮の動きが活発化するようにな

った。刑事事件における「東京地裁方式」が露わになつてくる。これに対抗して、アンケート活動が取り組まれた（七六年一月）。また、荒れる法廷対策で登場した、いわゆる「弁護人抜き（弁抜き）」法案反対運動もこの時期のことである（七八年三月）。

公害問題はあいかわらず青法協の中心的活動であった。公害研究会が継続的に開催されている。しかし、司法に見られる新たな動きのように、青法協の活動も、司法反動顕在化の初期の時代のままでは不十分であり、広範囲な活動に目を向けるようになっていった。一九七八年二月四～六日、八王子で第一回人権研究交流集會が開催され、諸分野の分科会で研究・討論が行われた（七八年三月）。

一〇〇号は京都で開催の青法協二九回総会（弁学合同部会は九回）の特集号である。この号に載った総会の報告では、医療問題、職業病、被爆者と平和、労働問題、刑事弁護そして司法問題の各分科会の様子が書かれている。

1978.3.25 97号

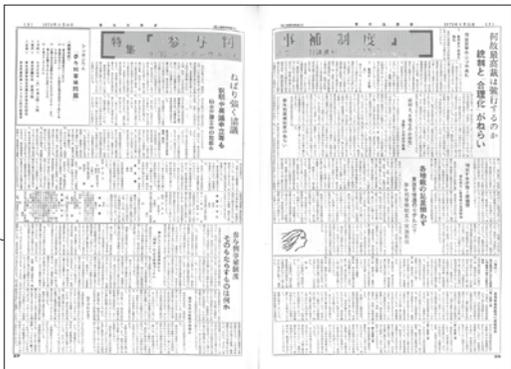


1978.6.25 100号

1977.4.25 88号



1973.9.20 55号



1978年7月～1983年5月

『青年法律家』は何を伝えたか ①

(二〇一～二五〇号・宮本 智)

「私は、五〇〇号の当人たる『青年法律家』にスポットをあてて書いてみた」

一〇二号(七八年七月)に紹介された第一回人権研究交流集の報告集「人間の回復を求めて」のいわさきちひろの子どもの絵はなごむ。一方、のちに「第一次サラ金禍」と呼ばれ、自殺者も出して大きな社会問題となつた「サラ金弁護士」発祥地の大阪支部の「大阪で三〇〇名シンポ」や「債務取立禁止の仮処分申請事件」の記事はシビアである。

一〇三号(七八年二月)には会員弁護士が多数参加し、「じん肺弁護士」が結成された記事や東京・福岡の判決を受け、若手の「スモン弁護士」座談会記事が目立ち、正に人権の旗手たる青年法律家の面目躍如である。他方、何と弁学会同部会主催の「第一回ゴルフコンペ開かる」の記事がある。年内予定の五回のコンペの日程まで載っている。今なら批難メール殺到というところか。

一〇五号(七九年二月)は「任官めぐり情勢緊迫」に関連した三期の闘いの記事が紙面を占める。闘う司法修習生の記事などほとんどない今日とは全く違っていた。

一〇六号(七九年四月)の「最高裁青法協会員五名を拒否」との大見出しのルポルタージュ記事からは、当時の激しく大きな怒りと抗議の声が聞こえてくる。

これまでながく親しまれたタブロイド判の『青年法律家』は一〇八号(七九年八月)の「第二回人権研究交流集」の成功をめざしての記事で幕を閉じ、週刊誌スタイルに生まれ変わる。

一〇九号(七九年九月)からは表紙写真が毎号載り、編集後記が最終頁を飾る。

一一〇号(七九年一〇月)には、初めて写真入りで司法試験の最終発表風景が載った。「五〇三名と例年より少し多い」「近くの公衆電話には、結果を知らせる人たちの長い行列ができた」とある(懐かしいなあ著者も並びました)これを機に記事中に絵や写真が多用される。支部交流「がんばっています」欄も新設された。

一二三号(八〇年一月)には今もお世話になっている協北印刷(株)の田名網幸太郎社長(当時)のインタビュー記事によると『青年法律家』の紙面構成が変わったのは活字印刷からオフセット印刷への時代の流れによるものであった。又、これまで表紙写真は集会や抗議行動等の報道系写真が多かったが、本号の新年号を機に

1979.9.25 109号



1978.
第1回人権交流集



1980

1978

若い女性ランナーの写真を使用し、それまでの表紙写真の傾向を変えた。

一七号(八〇年五月)は「四四四名の新進実務家誕生」と三期生(著者がそうです)の門出を祝う記事。弁護士は三三人。弁護士ひとりへの期待と責任が実に大きかった時代である。この頃、創立二五周年にあたった青法協は記念企画として三省堂から『市民生活の法律相談シリーズ』を刊行する。二七号の(八〇年五月)にはその企画の広報記事。二八号(八〇年六月)は平和と人権の砦・青法協三五歳の祝賀記事。

二〇号(八〇年九月)は一、二面を全斗煥による維新(軍事)体制に抗議し「金大中氏を殺すな!」の記事とその集会写真。

少し戻るが二二号(七九年二月)から「清流」という社説風の格調高い無記名コーナーが登場し、二四号(八〇年二月)からは和久峻三の「弁護士作家の眼」が始まる。

二四号(八二年一月)の二度目の新年号は雪の伯耆富士(大山)であるが、通年するとまだ集会や基地などの写真が多い。

二三号(八二年九月)の表紙は「恐怖の職場敦賀原発」の給水加熱器の写真で、事故で被曝した下請け作業員が労働組合を結成したとのキャプションがついている。

一三五号(八二年一月)は「ヨーロッパを覆う反核運動」として前年二月の阿姆斯特ダムの集会を俯瞰し

た写真を表紙にし、その座談会記事を載せている。一三六号(八二年二月)の表紙の「ピースウィークのポスト」や、一三七号(八二年三月)の「核兵器廃絶をめざす法律家の集い」の写真から当時、青法協が平和を守る運動に力を入れていたこと、一三八号(八二年五月)、一三九号(八二年六月)、一四〇号(八二年七月)、一四二号(八二年八月)から拘禁二法案阻止運動が活発であったことがわかる。

一四二号(八二年九月)の表紙写真は機関紙(広報)委員会の合宿先近くの溪流写真である。「機関紙担当者の労をねぎらうとともに」とのキャプションがあるが、昔も今もこの夏合宿費用は全て自前であったから、自分で自分をねぎらっていたというのが正確である。

二四四号(八二年二月)に大気汚染に苦しむ子供と母親の写真が、一四五号では安中農民の版画絵が表紙になっているように、依然として反公害が青法協活動の重大な人権課題であった。

一四八号(八三年三月)は松山事件の斉藤幸夫氏の再審開始の確定を伝え、母ヒデさんが氏の無罪を訴え街頭署名に立つ姿を表紙にしているが、とても良い写真である。

1983.3.25 148号



1982.12.25 145号



1981.3
小田成光先生の「青法協小史」開始
87年10月(55回)で修了。
単行本『鐘鳴りわたれ』
(頸草書房)出版

1980.
青法協創立25周年

1983年6月～1987年8月

「教育宣伝紙」からの脱皮を目指して

(二五二二〇〇号・高野 真人)

B5版サイズに小型化し、ほぼ現在の体裁が安定した時期である。記事をもみても、活動の報告、重要な事件・問題の指摘、宣言を中心とした内容から、趣味の分野や会員個人(とりわけ、弁護士登録直後の新人会員の投稿欄「がんばってます」が特徴的である)の生活状況の記事などの連載が続いていく時期である。いわゆる教宣手段にとどまらず、会員の活動・生活状況も伝えるミニコミ紙的のものにするという編集方針の変化によるものであった。青法協一〇大ニュースという企画も年末には行われた。

任官拒否、大量落第、修習生の活動や生活に対する締め付けという事態は決してなくなつたわけではない。しかし、三五期では、混乱を避けるため中止されてきた修習終了式が二年ぶりに開かれたとの記事が見られる(八三年六月)。そして、一九八四年では、裁判官新任拒否がなかったとの記載が見られる(八四年四月)。だが、決して司法が良い方向で安定したわけではない。一五九号(八四年三月)には、裁判官部会からの分離独立の通知が掲載されるとともに弁護士合同部会の見解が掲載されている。そして、いわゆる判検交流の問題点に警鐘を鳴らすべく、一九八六年七月一九

日、神戸での第一七回弁護士合同部会総会で、司法シンポジウムが開催されている。やがて、司法試験改革問題が起こり、その記事が掲載された(八七年六月)。現在の司法界の変動につながる動きだったと言えようか。憲法問題・平和問題への取り組みは、工夫を加えながら継続されていく。一九八三年一〇月名古屋屋における第四回人権研究交流集会で、憲法劇『劇版・日本国憲法―今日私ほりんごの木を植える』が上演され(八三年一月)、これ以降各地での上演活動が繰り返される。この時期、憲法施行四〇周年を期して、各地での憲法問題の集会開催の活動が行われ、号外(八七年五月)で報告がなされている。

この時期の青法協会員の活動は多方面にわたるようになった。その中でも、注目を浴びるのは、消費者問題の取り組みが進んだことであろう。悪徳商法の見本のような豊田商事事件が発生して注目を浴びたのだが(八五年八月)、一九八六年三月東京での第五回人権研究交流集会で「消費者の権利」提言が発表された(八六年五月)。また、マスメディアによる人権侵害・プライバシー問題なども注目を浴びるようになってきた。一七七号(八五年九月)には、報道と人権問題をテーマ

1986.5.25 185号



1986.3
神奈川支部編集の
機関紙発行
スタート

1985.12.25 180号



1984.8
大阪支部編集の
機関紙発行
スタート

に座談会記事が掲載されている。

二〇〇号(八七年八月)は機関紙の歴史の総括的特集号であった。同号には、一七年の長きにわたったカネミ油症事件の訴訟終結の報告記事が掲載された。だ

1987年9月～1991年10月

『青年法律家』は何を伝えたか ②

二〇三号(八七年一月)からは「趣味人集合」など、楽しい紙面づくりがより意識され、又、「目に優しい紙面」ということで六段組みから五段組みに改善された。

二〇四号(八七年二月)では「1987青法協一大ニュース」の企画。八八年六月には「司法試験改革問題特集」の号外が発行された。合格者が七〇〇人前後に増加することが問題とされていた。今とは融世の感がある。その関連記事は二〇号(八八年六月)、二二一、二二四、二二五の各号へと続く。

二二六号(八八年二月)からは事務所訪問記事「こんにちは」がスタートした。二二八号(八九年三月)は「青法協ならではの「天皇問題」特集。二二九号はユニークな編集で物議をかもしだす神奈川支部の「今どきのフツウの会員」。今読んでもそのおかしさの鮮度は高く古典的名作である。

二二三号(八九年五月)では各支部で取り組まれた憲

法集会の紹介記事だが、何と函館では先駆的にも「原子力発電を問う市民法廷」が行われた。

(二〇二号～二五〇号・宮本 智)

二二三号(八九年六月)は「こんなものいらない！消費税」の座談会など、反消費税の三本立ての企画記事。

二二七号(八九年二月)は『青年法律家』紙上に初めて「坂本堤会員一家の救出活動にご参加を！」と坂本一家の写真を載せて会員に大きく呼びかけた。神奈川支部はその「声明」で早くもオウム真理教が関係していることを正しく指摘していた。

二二八号の「青法協一大ニュース」は坂本一家の拉致事件をトップにあげ、前号に引き続き大きく紙面を割いた。

二二九号(九〇年一月)では五人の青法協女性会員による「新春放談」。残念ながらその次はない。坂本一家の記事は毎号のように続き、二三二号(九〇年三月)の表紙は長男龍彦くんの写真。「坂本夫妻を語る」の座談

1989.5.25 221号



1987.12.25 204号



1987. 1987. 憲法施行40周年
1987.8.25 200号

会記事はその結末を知る今では胸が痛む。

二二七号(九〇年九月)から「ひとくち議長トーク」が登場する。二二九号(九〇年一月)は青法協創立三五周年記念レセプションを写真で紹介。

二四〇号の「二〇大ニュース」はこの年もトップは坂本一家の拉致事件。早期救出の懸賞金広告の記事も掲載された。

二四一号(九二年一月)ではアメリカの湾岸戦争に抗議する議長声明が発表され、坂本さちよさんの『仔山

羊の歌もういちど』の出版が紹介された。

二四三号は全国注視の神奈川支部特別企画「今どきのフツターの社会主義」の座談会。こんな異色記事が堂々と載るところが今どきの『青年法律家』のフツ度である。

二四四号(九二年四月)は七二〇人を超えて参加のあった第七回人権研究交流集会記事。そのテーマは「豊かな国」ニッポン。ナンバーワンを目指したかつてのニッポンである。

1991年11月〜1995年12月

PKO法と、新たな憲法論議の始まり

(二五二号〜三〇〇号・米倉 勉)

一九九一年二月二五日発行の二五一号から九五年一月二二五日発行の三〇〇号まで約四年間の活動記録、その始まりは、カンボジアの和平問題に伴って「PKO協力法」案が浮上した時期にあたる。

国連の軍事的プレゼンスによって「平和」を維持するというPKO(平和維持活動)というしくみを是認し、その一翼として自衛隊を紛争国に派遣するという法律の制定は、その任務や権限にどのような「制限」を加えようとも、我が国の憲法九条が定める平和主義に抵触する。青法協設立の趣旨に関わるこの重大な憲法問題に対し、この時期の機関紙には、毎号のようにさま

ざまな反対運動の取り組みが掲載されている。総会や常任委員会での議論や決議、座談会、研究者を含む多くの論考に加えて、法律家四団体の共同アピールや街頭宣伝の記録など、活発な活動が展開された。

残念ながらPKO協力法は九二年六月に強行採決され、その後この法律により自衛隊が次々と海外に派遣されることになった。しかし、この法律が戦力不保持と武力による威嚇と行使を禁止する憲法九条に違反することを指摘し、徹底して批判した青法協の活動は、その後九・一一を経て、アメリカのイラク戦争における航空自衛隊派兵の違憲判決につながったともいえるだ

1989.11.25 227号



1990.3.25 231号



1992.6.
PKO協力法強行採決

1991

ろ。

とはいえ、PKO法の成立は、我が国の護憲運動や平和勢力に地滑り的な影響をもたらしたとも言える。これまでの護憲運動は成功していたのかという問いかけとともに、国際貢献、安全保障というキーワードで、従来の憲法解釈の枠を超えようという議論が、護憲勢力の中からも動き出したのである。

「青年法律家」紙上でも、議案書における田島泰彦議長執筆の論考をめぐって、九三年七月号から紙上論争が始まっている。さらに「護憲論を検証する」（九三年一〇・十一月）など、多くの会員による活発な論争につながり、同年二月には会内「憲法シンポ」での徹底討論を経て、九四年四月には号外「憲法問題特集」が発行された。これと平行して、総合誌メディアに掲載された「平和基本法構想」への様々な評価（九三年二月、九四年一月）、社会党の村山政権による安全保障法の問題（九四年九月）、さらには読売憲法試案（九五年一月）、そして朝日新聞「提言・国際協力と憲法」（九五年一〇月に座談会）など、マスメディアにおける様々な憲法論議をめぐり、青年法律家紙上でも活発な論争が展開された時期であった。

こうした情勢は、その後オウム事件や阪神淡路大震災という未曾有の大事件を挟んで、その後の安保再定義や周辺事態法、そして有事法制の問題に連なっていた。

そうしているうちに、九五年九月に、沖縄県北部の

米軍基地周辺で女子児童が米兵二人によって暴行されるという強姦致傷事件が発生し、アメリカ側が地位協定を理由に被疑者の身柄引渡を拒否したことから、沖縄県内外を揺るがす大問題に発展した。この問題は太田知事による米軍用地の強制使用手続の署名代行の拒否という事態をもたらし、村山政権の元で、知事を被告とする職務執行命令訴訟に発展した。これらの活動が、九七年三月に横浜で開催されることになった第九回人権研究交流集会（メインテーマは「平和と憲法」）につながる。

この時期は、裁判ウオッチングをきっかけに、司法改革という提案が始まった時期でもある。第八回人権研究交流集会（九四年三月）は、まさに司法改革をテーマに開催されている。同時に司法試験改革問題（いわゆる丙案）の問題が浮上し、（九四年一月）、神坂任官拒否問題が始まっている（九四年四月）。

さて、この四年間にはまことに多くの出来事があった。特に九五年一月には、上記のとおり阪神淡路大震災が起き、さらに同年三月には地下鉄サリン事件が発生し、一連のオウム真理教による凶悪事件がピークに達した。そのような段階を経て、八九年一月に発生した坂本堤会員家族の拉致事件は、五年一〇カ月を経て悲しい事態に至った。九五年九月六日に山中から坂本会員の遺体が発見され（九月二五日に第一報）、それまで約六年にわたり、ほぼ毎号のように坂本会員救出のための取り組みを掲載し続けた本紙も、最悪の結果

1995.11.3 号外 追悼号



1994.4.15 号外 「憲法問題特集」



1995.1.17 阪神淡路大震災

1992.9.25 261号



を報告することになった(九五年一月に号外の追悼号)。

「青年法律家」は、坂本会員の救出活動のみならず、オウム真理教のカルトとしての危険性について多くの紙面を割いて情報を提供してきた。さらにその継続的な取り組みは、警察による「一斉検挙・事件解決」後も、捜査のあり方や破防法適用の適否、そして約一〇年後

1996年1月～2000年2月

世紀末の香り

(三〇一〇号～三五〇号・高木 宏行)

青年法律家三〇一〇号～三五〇号は、一九九六年一月から二〇〇〇年二月までに出されたものである。

九五年一月一七日に起きた阪神淡路大震災の翌年ということもあり、震災から一年を経過した中での法律家の様々な取り組み、活動や問題点(復興とまちづくり、火災保険金訴訟、避難所閉鎖と仮設住宅問題、被災マンシヨン問題、相談活動など)(九六年一月、三月、四月、九七年の三月、一〇月)が特集されている。阪神淡路大震災の被害規模は死者六、四三四人、半壊家屋を含めた倒壊家屋は六三万九、六八六戸である。ちなみに、二〇一二年三月二日の東日本大震災は死者一五、八六七人、倒壊家屋は三九万戸以上であり、これに原発事故が加わっているため、震災から一年を経過

の「オウム裁判―マインドコントロールの位置づけについて」(〇五年五月・滝本太郎会員)等に至るまで続いている。しかし巷では、結局この事件は暴力組織による異常な事件という位置づけで片付けられようとし、カルト信者の救済や社会的課題はどこかに遠のいてしまっているのが現状のようだ。それでは、事件の犠牲者や亡き坂本会員の遺志にも反するように思われる。

した時点の復興の程度には相当な差が感じられる。

一九九五年二月一日にオウム真理教に対する破防法の適用を決めた政府に対する抗議声明(九六年一月)、オウム真理教に対する破産申立(九六年二月)、坂本弁護士一家損害賠償請求訴訟(九六年四月)、TBSビデオ問題(九六年五月、七月、九月)など、オウム真理教事件関連問題への対応や検討がなされている。坂本一家殺害は一九八九年二月であり、松本サリン事件が一九九四年六月二十七日、地下鉄サリン事件が一九九五年三月二〇日である。弁護人の立場からの記事(九六年六月)や地下鉄サリン事件被害対策弁護団としての活動記事が掲載された(九八年六月)。九六年三月二十九日、東京HIV訴訟の和解が成立し

1996.4.25 304号



1996.3.29
東京HIV訴訟の和解が成立

1996

1995.12.25 300号

た(九六年五月)。これに先立つ二月一六日には菅直人厚相(当時)が血友病患者に直接謝罪をして話題となり、三月一四日にはミドリ十字が謝罪をしている。また、和解後のエイズ予防法案の取り組みなどの会員の活動が報告されている(九八年四月)。

公害関連では、九六年五月三〇日に東京大気汚染訴訟が移動発生源を問題として自動車メーカーや国、東京都を相手に提訴された(九六年八月)。〇二年一〇月に東京地裁で一部認容判決がなされ、〇七年に東京高裁で救済制度の創設などを盛り込んだ和解が成立した。

九八年八月五日には、川崎公害二次〜四次訴訟の第一審判決が出され(九八年九月)、その後東京高裁で和解が成立した(九九年七月)。また、九九年二月一七日には尼崎大気汚染公害訴訟の和解も成立している(九九年四月)。

じん肺関連でも判決や和解が続いた(九六年七月、二月、九九年六月、八月)。

九六年六月号には、青法協がパソコン通信を始めました、としてメールアドレスを掲載し、九六年一〇月号ではHP(ホームページではなく、ニフティの会議室であるホームパーティのこと)を開設しましたとの宣伝をした。ニフティとPC・VANがアクセスポイントを増設して会員数を伸ばし、九一年にWindows3.0、九五年にWindows95が発売されている。パソコン活用を勧める記事「ノートパソコンを連れて歩こう」(九六年七月)では当時のパソコン事情が窺え、「米国法曹の

コンピュータ事情見聞録」(九七年一月)にみるアメリカでのパソコン活用との比較も興味深い。九四年ころからインターネットの一般開放が進み、その後、青法協もインターネット環境へと切り替えている。

九六年からは、司法試験(丙案の導入(九六年一月、二月)、司法修習制度(短縮問題(九六年一〇月、九七年二月、六月、八月))への変革ないし法曹養成問題(九七年一月、一〇月、十一月)が議論等された時期である。丙案へは導入反対の立場であるが、修習短縮については賛否が会員の中でも分かれていた。

司法制度問題に関しては、九八年一〇月、十一月には自民党の司法制度特別調査会が発表した「司法制度特別調査会報告〜二世紀の司法の確かな指針〜」(九八年六月一六日)、日弁連ビジョン案などについて議論のよびかけ(九八年二月)、司法改革問題に関する日弁連との意見交換(九九年三月)、ロースクール構想の背景と問題点(九九年九月)などが議論された。

寺西和史裁判官(旭川地裁判事補、当時)による実名記事「がんばれ、ミランダの会」が掲載され(九六年九月)、盗聴法の問題点を議論した本紙の座談会記事(九八年一月、二月)にも登場した。朝日新聞への投書に対する注意処分については青年法律家でも議論された(九八年一月)。九八年に組織犯罪対策法案反対集会にパネリストとして参加しようとしたことから、分限裁判が仙台高裁に係属する(公開・非公開をめぐっての弁護団と仙台高裁のやりとりや大荒れの分限裁判の

1997.1.25 313号



1996.12.25 312号



1999.8.25 344号

様子が報告されており興味深い(九八年五月、七月)。仙台高裁の戒告処分に対しては即時抗告したが、最高裁でも賛成一〇、反対五で戒告処分が妥当とされた。

九七年四月二日、愛媛玉串料違憲判決(九七年五月)。政教分離が争点となった訴訟で初めての違憲判決であり、注目を集めた。

沖繩の職務執行命令訴訟と沖繩基地問題が議論され(九六年一〇月、九七年五月)、九八年一〇月二六日には改正特措法の違憲性を問題にした損害賠償請求事

件が提訴された(九八年二月)。

九七年二、五月には、いわゆる『酒鬼薔薇事件』『酒鬼薔薇聖斗事件』と言われた神戸連続児童殺傷事件が発生した。二月一〇日に女兒二名がハンマーで殴られ一名が重傷、三月一六日に女兒が金槌で殴られて死亡、五月二四日に男児がタンク山で殺害された事件である(六月二八日に逮捕)。少年法、プライバシー問題を提起し、またマスコミ報道の問題点を提起した(九七年八月、二月、九八年三月)。

2000年3月～2004年6月

二二世紀の衝撃

——「対テロ」戦争と司法制度改革の序章

(三五一～四〇〇号・町田 正裕)

〇〇年三月号は、一橋大学浦田一郎教授による講演「改憲論の今」から幕を開ける。「政府は集団的自衛権を思想の問題としては肯定している」との指摘は、同年九月一日米国で発生した同時テロと米国などの報復軍事攻撃を契機とした「テロ対策特別措置法」の誕生により証明された。その後米・英は〇三年三月、イラクに対する武力攻撃を開始。同年四月、五月号は「イラク情勢で教えられること」を掲載し、同年二月の自衛隊イラク派遣閣議決定には、〇四年二月号で「自衛隊のイラク派遣に反対する法律家アピール」関連記事を掲載した。同年四月号では北海道、愛知県の

会員から自衛隊派兵差止訴訟が報告された。同じころイラクで自衛隊撤退を目的とした日本人人質事件が発生し、あろう事か人質や家族がバッシングを受ける事態となった。関連して、同年五月号では「ファッショの薫り」、同年六月号では「三人を見殺しにするな!」—国境を越えた市民の活動」が掲載され、容易に誘導されるマスコミや社会に対して警鐘を鳴らした。ソーシャル・ネットワークが発達した現在であったならば、こうしたバッシングはさらに拡大していただろう。一方、憲法調査会に対する動向監視は、〇三年八月号で紹介された市民向けパンフ「センセイ、本気ですか!」

2000.5.25 353号



2000

2000.9.11
米国で同時多発テロ発生

の発行につながった。

また、このころは司法制度改革の波が急激に現実化していく過程であった。〇〇年四月号では、司法制度改革審議会の審議が進む中、「司法制度改革に向けて」が特集され、会内でも意見が分かれていた議論の方向性を探った。神奈川支部編集の同年五月号「近未来SF座談会・弁護士が10万人になった日」では、「この時代になっても弁護士1人事務員1人でやっているピンボ―弁護士」が登場するが、事務員もいない即独弁護士までは予想できなかったか。その後、自民党司法制度調査会報告、中間報告、最終意見書、司法制度改革推進法成立と続く節目ごとに特集された批判・意見は枚挙にいとまがない。〇二年七月号からは「司法制度改革・今月の論点」の連載を開始し、裁判所・検察庁・弁護士・司法研修所・法科大学院・司法支援センター・裁判手続など多岐にわたる論点を、様々な立場の会員から集めて問題提起とした。

刑事事件では、〇〇年六月号で「電力会社〇〇殺人事件・東京高裁が無罪の被告人を勾留!」が掲載された。〇一年三月号には続報が掲載されたが、現在再審中であることは御存知のとおりである。また、痴漢えん罪事件の報告が〇二年二月長崎事件、〇三年一月西武新宿線事件と相次いだ。〇七年にこれをきっかけとした周防正行監督による映画化もされた。一方、〇四年二月号「麻原裁判を振り返って」には、歴史的な事件を国選弁護士として過ごした八年間が凝縮されて

いる。

少年法改正も話題となった。〇一年三月号で要点が、同年五月号で対応が、〇二年五月、〇三年五月号で実務上での影響が取り上げられたが、厳罰化の流れは現在も留まることがない。

公害関連では、長きにわたった闘いの終結が相次いだ。〇一年二月号「二年間のたたかいに幕・尼崎公害訴訟、国・公団との和解成立」、同年六月号「やっと人間に戻れたぞ・ハンセン病訴訟・熊本地方裁判所判決が確定」、同年一〇月号「名古屋南部大気汚染公害訴訟の勝利和解解決」、〇二年六月号「薬害ヤコブ病訴訟解決までの道のり」、〇四年六月号「国と日鉄鉱業に全面勝訴―筑豊じん肺訴訟最高裁判決」が掲載された。改めて関係者の地道な活動に敬意を表したい。

労働関連では、現代型過労死・過重労働に対する取り組みが、労災認定基準を変えていく強力な原動力となった。〇一年六月号「現代の過労死問題を象徴する『土川事件』をはじめとして、七件の過労死関連事件における会員の活動が報告されている。

〇二年一月号「入学金・授業料返して!」は、入学してもいないのに支払わざるを得なかった前納授業料・入学金の返還を求める弁護団の報告だが、その後の入試制度に大きな影響を与える先鞭となり、〇三年九月号「私立大学の『ぼったくり』に司法判断―学納金返還請求訴訟京都地裁判決に繋がった。

2004.5.25 399号



2004.6.25 400号

2001.6.25 365号



2004年7月～2008年8月

新自由主義政策の展開 — イラク派兵・司法改革・そして「貧困」の時代へ (四〇二号～四五〇号・米倉 勉)

の会員によって語り継がれた。

二〇〇四年は青法協の設立五〇周年の年であり、これを記念して『平和と人権の時代』を拓くが刊行された。改憲策動への対抗のために設立された青法協が、五〇年間もの年月にわたって活動してきたところであるが、この年の政治状況も残念ながらその延長上にある。小泉総理大臣の集团的自衛権を行使するための憲法改正を求める国会答弁、憲法調査会の動向、そしてイラク派兵をめぐる様々な活動にみられるように、この国の憲法状況は、時々の国際情勢や政治情勢による題材を変えながら、同じ問題を抱え続けている。

そうした中で、〇四年二月一日付号外は、同年三月に早稲田大学において開催された第二回人権研究会集会の様子を伝えている。全体会のテーマは「いまこそ平和の創造力を」というものであり、水島朝穂早稲田大学教授による基調講演「ポスト9・11時代をどう見るか」、パネルディスカッション「Another World is Possible」を通じて、武力によらない国際社会の方向を示している。

〇五年一〇月号から始まった「改憲案をどう見るか『私の意見』」の連載は、ほぼ毎号、研究者を含む多くの

司法改革問題は、この間も引き続いて会内の議論が継続されている。〇二年七月号から始まった「司法制度改革 今月の論点」は、さまざまな分野に広がりながら、突っ込んだ問題提起と情報提供を継続した(〇七年四月)。〇四年七月号では犯罪被害者の訴訟参加の問題、〇六年二月には公判前整理手続の事例検討など。

なお二〇〇四年の総会で提案された法科大学院生の青法協会員資格付与の問題は、法曹養成制度としての法科大学院が抱える問題をめぐる会内の議論の中で、結論がでないまま翌年に持ち越され、会員集会を経て、二〇〇五年の総会において可決されている。

二〇〇五年六月号の「JR尼崎列車事故に思う」(村田浩治)は、同年四月に起きた福知山線事故に関する記事だ。犠牲者の一人が、青法協の活動で長年お世話になっていた印刷会社の方であった縁から書かれた追悼の文章でもあるが、記事の後半は事故の原因に論及している。JRが過密ダイヤによって労働条件と乗客の安全を脅かし、労働者がその負担に押し潰され、通常の状態では運動できない状況に追い込まれていた

2007.11.20 号外



2004.12.1 号外



2004.
青法協設立50周年

2004

結果ではないかという指摘は、その後、航空・鉄道事故調査委員会による調査結果によって、J・Rの営利優先のダイヤ編成、労働者に対する不当な懲戒等の実情が解明されたとおりであり、まことに的を射たものであった。

○七年は名古屋で開催された第三回人権研究会の紹介からスタートした。三月に開催された集会では、「平和に生きる、地球に生きる」という全体会テーマで、国際化する人権に取り組む法律家の役割と活動が紹介された。分科会では、生存権や残留孤児事件、人身取引分科会など、新たな貧困を示すテーマが取り上げられ、またユニークな試みとして「裁判必勝法分科会」が始まった。

シリーズ「格差・貧困問題」は○七年二月にスタートし、○八年の紙面は「反・貧困」の座談会で始まっ

2008年9月～2012年10月

人権擁護の闘いは永遠に

—東日本大震災・原発事故を経て

○八年は「派遣村」で始まり、青法協でも格差・貧困問題への取り組みが大きく広がった。

労働分野では、三菱電機（○九年七月）やNSK（○九年二月）等での「非正規切り」に対する裁判闘争が開始された。そうした動きを司法が食い止めるかこと

た。労働問題や外国人問題に始まり、ホームレスや生活保護にいたる様々な問題提起と活動報告である。新自由主義政策がもたらすさまざまな矛盾と困難を明らかにし、その解決と救済に取り組む会員の活動が急速に高まっていく様子がわかる。

司法問題では、○八年二月号から「どうする三〇〇〇人増員」の連載が始まっている。毎号、二人の異なる論考を並載して、議論の深まりを期待した。この問題も、現在もお解決されないまま継続する課題である。当時から指摘されていた過剰人口による就職難などの現象は予想以上に顕在化し、合格しても修習を辞退し、あるいは修習終了後も弁護士登録を断念しあるいは登録抹消するという事例も報道されている。これからも継続して追っていかねばならない。

(四五―五〇〇号・中川 勝之)

く、最高裁はパナソニックPDP事件において派遣労働者の直接雇用を認めた大阪高裁判決を破棄、自判した（○二年二月）。非正規労働者は裁判闘争で苦戦を強いられているが、闘いは法廷内外で続いている。

生活保護分野では、生存権裁判において東京事件

2008.1.25 443号



2008. 派遣村開設

につき最高裁が上告棄却・上告不受理決定としたもの（二二年四月）、福岡事件につき原告らの請求を認め、福岡高裁判決（二〇〇七年七月）を破棄、差戻しをした。個別的な事件でも、新宿七夕訴訟（〇八年一〇月）、岸和田生活保護裁判（二〇〇九年四月）、那覇市生活保護事件（二二年一〇月）といった事件があり、泣き寝入りを強いられていた者が立ち上がった。

他にも、障害者自立支援法違憲訴訟（〇八年二月）、外国人研修・技能実習生（〇九年一〇月、一〇年三月）、「国税減免・一部負担金減免で連続勝訴判決」（二〇〇八年八月）、最低賃金訴訟（二二年八月、二二年四月）といった闘いもあった。

会員自身による法廷外での集会、相談会、立法・政策要求等の活動も活発に行われた（「青年雇用大集会」に四六〇〇人が結集（〇八年二月）、「反貧困・春の大相談会 in 大阪」（〇九年四月）、「追い出し屋」規制法の制定を」（〇九年六月）、「反貧困ネットワーク七・三二集会と政策要求」（〇九年九月）など）。

二〇〇九年五月二日には裁判員制度が始まった。それに先立ち、「どうする？裁判員制度」では、様々な視点から来るべき裁判員制度について論じられた（「何よりも被告人の防御権を守り抜け」（〇八年九月）、「絶望的裁判からの脱却のために裁判員裁判を活かそう」（〇八年二月）、「裁判員制度を見据えた捜査弁護活動について考える」（〇九年四月）等）。実施後は、「裁判員裁判の実相」として、報道を追った後、具体的な

会員の経験が語られた（「初めての裁判員裁判―共犯事件の留意点」（二〇〇九年四月）、「裁判員裁判で初の全面無罪判決―覚せい剤密輸事件」（二〇〇九年八月）、「大阪における初の裁判員裁判・無罪判決―覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件」（二二年五月）等）。これらの議論は「裁判員制度の三年後「見直し」に向けた提言」（二二年二月号外）に結実しているといえよう。

裁判員裁判実施で刑事裁判が目される中、再審・無罪が続いたのもこの数年であった。布川事件（〇八年九月、一〇年二月、一二年七月）及び足利事件（〇九年六月）では無罪が確定、福井女子中学生殺人事件（二二年一月）では再審開始決定異議審が闘われている。他方、名張毒ぶどう酒事件ではせめぎ合いが続いている（二〇〇九年六月）。

修習生問題では給費制維持の大運動が巻き起こり、国会を追い詰め、新六四期の一年について給費制が維持された（二〇〇八年八月、二二年一月）。新六五期から貸与制が強行されているが、給費制の遡及復活を求めて粘り強い運動が続けられている（二二年一月）。

また、法科大学院や就職について問題点が指摘されているが（〇九年九月、二二年二月）、青法協法科大学院部会が発足し（〇九年九月）、七月集会も三〇〇人規模で開催されており（二二年三月）、修習生運動は会員の支援の下、脈々と引き継がれている。

二〇二二年三月二日、東日本大震災が発生し、未曾有の地震・津波被害とともに東京電力福島第一原発の

2011.11.25 489号



2011.3.11
東日本大震災

2011.1.25 479号



2009.5.21
裁判員制度始まる

2010

事故が発生した。会員は復旧・復興のボランティア活動、相談活動に無数に取り組み、被害救済のための弁護団も立ち上げた。また、原発近隣の会員が原発ゼロを目指して多数の原告を組織し、原発の稼働差止・廃炉を求める裁判に取り組んでいる。さらに、「原発と人権」全国研究・交流会も開催された(二年四月)。

青法協の真骨頂ともいえるこれらの活動については、全国から記事が寄せられ大震災以降掲載されている。



編集後記

今回は五〇〇号記念の表紙写真であるからそれにふさわしい写真をと少々気合を入れて構想した。

一〇月と言えば、いよいよ東京駅完全復古工事の竣工である。そこでこれで行こうと決めた。しかし、駅舎を撮っただけではJR東日本の広報誌の表紙写真みたいで、芸もない。五〇一号からの『青年法律家』を予感するイメージの良い表紙写真をと、撮ったのが本号である。

マスコミ報道以来、新駅舎前は日光東照宮並みの人出である。そのため、撮影位置の確保にも骨が折れる。しかも駅舎全景を入れないと単なるレトロな赤レンガホテルでしかない。そこ

で、愛機のニコンF6(今夏、ニコンは右翼の妨害に屈し、朝鮮人元日本軍慰安婦の女性たちの写真展の会場貸しをキャンセルしたので、抗議のため私は黨員歴三〇年の「ニコン党」を脱党した)にプロビアのリバーサルフィルムを装填し、一八ミリの超広角レンズで対象を仰角でギリギリ押しさえ込んだ。

その日も、二〇〇号記念の北海道のじゃがいも畑の空の色と同じ色の空だった。広報委員会の「専属カメラマン」気分ですいぶんいろいろと撮らせてもらった。時事写真や風景写真それぞれ子どもたちの写真と発表の場を沢山与えてくれた『青年法律家』に心から「ありがとう!」そして本当に「おめでとう!!」

(宮本 智)

2012.4.25 494号



2012.10.25 500号

2012

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

◆主な内容

第1部—青法協弁学合同部会40年の軌跡

第2部—弁学合同部会の過去・現在・未来

鼎談 「憲法訴訟と青法協～長沼からイラクまで」
福島重雄／松浦基之／川口創

講演 「公害訴訟から政策形成訴訟へ」 小野寺利孝
検証・青法協弁学合同部会発足の歴史的周辺 鷲野忠雄
裁判官部会の分離独立とその後 花田政道

第3部—機関紙『青年法律家』とともに

第4部—支部結成から今日まで

第5部—弁学合同部会設立40周年に寄せて

内藤功／鳥生忠佑／豊田誠／宮本康昭／佐々木秀典／
松浦基之／下澤悦夫／高山俊吉／梓澤和幸／田中重仁／
岩橋宣隆／佐藤むつみ／森下弘／尾林芳匡／北村栄／
渡部容子

第6部—資料編



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

●10冊以上注文された方は1冊2,000円で販売します。(送料別)

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階